事　務　連　絡
令和４年３月 14 日

介護保険施設・事業所開設者　殿
高齢者福祉施設開設者　殿

富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部介護保険課
高岡市福祉保健部高齢介護課
魚津市民生部社会福祉課
氷見市市民部福祉介護課
滑川市産業民生部福祉介護課
射水市福祉保健部介護保険課
中新川広域行政事務組合介護保険課
砺波地方介護保険組合業務課
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合総務課

「介護保険事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」の改正について（通知）

日頃から適切な介護サービスの提供にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、事業者における事故発生時等においては、「介護保険事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」に基づきご報告いただいておりますが、この度、同要領を別添のとおり改正しました。

各事業者からの事故報告等は、令和４年４月１日以降、改正後の要領に基づき行っていただくことになりますので、各職員（従業者）に対し周知徹底を図り、適切な事故報告等を行っていただくとともに、引き続き介護事故の発生防止及び事故発生時の適切な対応をお願いします。

＜主な改正内容＞　※詳細は別添の「新旧対照表」をご覧ください。

・「１　事故報告の対象」
　有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける事故を追加
・「４　報告の手順」
　報告手段に電子メールを追加
・「５　報告の様式」
　様式１（事故報告書）を厚生労働省提示の統一様式に変更
　（「介護保険最新情報 Vol.943」参照）

【事務担当】
富山県厚生部高齢福祉課施設・居宅サービス係
TEL：076-444-3414　FAX：076-444-3492
E-mail：akoreifukushi@pref.toyama.lg.jp